

着付け	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
レストラン サービス	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
フィットネスクラブ・ マネジメント マネジメント	一般社団 法人日本 フィット ネス産業 協会	東京都千代 田区鍛冶町 二丁目二番 三号	フィットネスクラブ・マネジメント 職種に係る技能検定試験のうち、次 に掲げるものの実施に関する業務 一 一級 イ 実技試験 ロ 学科試験 二 二級 イ 実技試験 ロ 学科試験 三 三級 イ 実技試験 ロ 学科試験	平成二十九年 十月二十四日	(略)
ビル設備管 理	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第一号

国土交通省令第一号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百二十二号）第二十一条第一項の規定に基づき、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十九年十月二十四日

厚生労働大臣 加藤 勝信
国土交通大臣 石井 啓一

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則

（登録事業者の要件）

第一条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）第二十条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 法第五十一条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員であること。
- 二 法第四十条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人であること。

着付け	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
レストラン サービス	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
ビル設備管 理	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

三 賃貸住宅管理業者登録規程（平成二十三年国土交通省告示第九百九十八号）第三条第一項の規定による登録を受けていること。

四 第一号の構成員が団体である場合にあつては、当該団体の構成員であること。

五 前各号のいずれかに該当する者に対し、法第十条第五項に規定する登録住宅のうち、法第二十条第一項の規定による通知に係る同項に規定する被保護入居者（次条において単に「被保護入居者」という。）が入居するものの管理を委託していること。

（被保護入居者の居住の安定の確保を図る上で支障となる事情）

第二条 法第二十一条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める事情は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 被保護入居者が家賃又は共益費（以下この条において「家賃等」という。）の請求に応じないこと。

二 被保護入居者が家賃等を滞納していること(当該被保護入居者に対して生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十四条に規定する住宅扶助又は同法第十二条に規定する生活扶助のための保護金品が支給される月に家賃等を支払う旨を当該被保護入居者が約している場合を除く)。

三 被保護入居者が過去に他の賃貸住宅において家賃等を滞納していた事実があることその他被保護入居者が家賃等を滞納するおそれが明らかであること。

(通知の方法)

第三条 法第二十一条第一項の規定による通知は、別記様式による通知書により行うものとする。

2 前項の通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、生活保護法第十九条第四項に規定する保護の実施機関が次に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、この限りでない。

- 一 通知をしようとする者が第一条各号に掲げる要件のいずれかに該当することを証する書面
- 二 賃貸借契約書の写し又はこれに代わる書類

附 則

この省令は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二十四号)の施行の日(平成二十九年十月二十五日)から施行する。

別記様式(第三条関係)

通 知 書

年 月 日

保護の実施機関 殿

下記「代理納付された金品の返還に関する事項等」欄記載の内容をよく理解し、これらの事項に同意の上、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

登 録 事 業 者 住 所
又は主たる事務所所在地
氏 名 又 は 名 称
記 印

登録住宅の登録年月日及び登録番号	登録年月日	年 月 日
	登録番号	
通知を行う者の区分	ア	住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員
	イ	住宅確保要配慮者居住支援法人
	ウ	賃貸住宅管理業者登録規程に基づき登録を受けた賃貸住宅管理業者 従業員
	エ	住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員が団体である場合、その構成 員
上記アの場合(上記オの場合を含む。)	所属する住宅確保要配慮者居住支援協議会の名称	
	住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員の氏名又は名称	

上記アの場合(上記オの場合を含む。)

住宅確保要配慮者居住支援法人の名称

指定を受けた都道府県

上記ウの場合(上記オの場合を含む。)

賃貸住宅管理業者の名称

賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号

上記エの場合(上記オの場合を含む。)

所属する団体の名称

団体の構成員の氏名又は名称

被保護入居者の氏名及び住所

氏 名

住 所

毎月の家賃等の額

家 賃

共 益 費

ア 被保護入居者が家賃等の請求に応じない場合

被保護入居者の居住の安定の確保を図る上で支障となる事情

家賃等の納付期限

家賃等の督促を行った年月日

イ 被保護入居者が家賃等を滞納している場合

家賃等の納付期限

家賃等の督促を行った年月日

ウ 被保護入居者が家賃等を滞納するおそれが明らかである場合

(例1) 登録事業者が管理する他の物件を賃貸していた際に家賃等の滞納があった。

(例2) 認知症/心身の障害/高齢等により金銭管理や銀行振込みといった日常生活の営みに困難を感じている様子がみられる。

(例3) 過去に家賃等の滞納のため、保護の実施機関の指導により代理納付となっていた旨、申出があった。

代理納付された 金品の返還に関 する事項等	ア 生活保護法第37条の2に基づき、保護の実施機関により住宅扶助のため の保護金品等をもって、家賃等の代理納付が行われた場合であつて、①そ の金額が過分であるなど、過誤払いがあったことが発覚したこと又は②被保 護入居者の保護の内容の変更、滞納の発生、滞り止若しくは取消しがあったことなど により、保護の実施機関から、既に代理納付された家賃等の全部又は一部 の返還を求められたときは当該金品について、速やかに返還すること。 イ 生活保護法第37条の2に基づき、保護の実施機関が住宅扶助のための保 護金品等をもって代理納付を行う場合は、保護の実施機関は第三者の立場 で被保護入居者の家賃等の債務を弁済するものであつて、責任人との関係 で家賃等の債務を負うものではないこと。 ウ 保護の実施機関が代理納付を行う場合、代理納付を受ける登録事業者は、 代理納付に必要な資料の提供等を行い、円滑な代理納付の実施に協力する こと。
その他特記事項	

告

示

○法務省告示第四百八十二号

出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月二十四日

法務大臣 上川 陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

<p>二 実習実施機関の名称、所在地及び実習内容</p> <p>イ 常勤の職員(外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。)の総数の二十分の一を超えない技能実習生(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。)を受け入れる実習実施機関</p> <table border="1"> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>実習内容</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有限会社齋藤製作所</td> <td>栃木県小山市大字梁字愛宕二千二百七十五番五</td> <td>工場板金</td> </tr> </table> <p>ロ [略]</p> <p>ハイ又はロ以外の実習実施機関</p> <table border="1"> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>実習内容</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式会社成正ブレジテック</td> <td>栃木県宇都宮市今泉二丁目七番八号</td> <td>ダイカスト</td> </tr> <tr> <td>株式会社ベイシア</td> <td>群馬県前橋市亀里町九百番地</td> <td>惣菜製造業</td> </tr> </table>	名 称	所 在 地	実習内容	[略]			有限会社齋藤製作所	栃木県小山市大字梁字愛宕二千二百七十五番五	工場板金	名 称	所 在 地	実習内容	[略]			株式会社成正ブレジテック	栃木県宇都宮市今泉二丁目七番八号	ダイカスト	株式会社ベイシア	群馬県前橋市亀里町九百番地	惣菜製造業	<p>二 実習実施機関の名称、所在地及び実習内容</p> <p>イ 常勤の職員(外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。)の総数の二十分の一を超えない技能実習生(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。)を受け入れる実習実施機関</p> <table border="1"> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>実習内容</th> </tr> <tr> <td>[同上]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[項を加える。]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>ロ [同上]</p> <p>ハイ又はロ以外の実習実施機関</p> <table border="1"> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>実習内容</th> </tr> <tr> <td>[同上]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[項を加える。]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[項を加える。]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[項を加える。]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	名 称	所 在 地	実習内容	[同上]			[項を加える。]			名 称	所 在 地	実習内容	[同上]			[項を加える。]			[項を加える。]			[項を加える。]		
名 称	所 在 地	実習内容																																												
[略]																																														
有限会社齋藤製作所	栃木県小山市大字梁字愛宕二千二百七十五番五	工場板金																																												
名 称	所 在 地	実習内容																																												
[略]																																														
株式会社成正ブレジテック	栃木県宇都宮市今泉二丁目七番八号	ダイカスト																																												
株式会社ベイシア	群馬県前橋市亀里町九百番地	惣菜製造業																																												
名 称	所 在 地	実習内容																																												
[同上]																																														
[項を加える。]																																														
名 称	所 在 地	実習内容																																												
[同上]																																														
[項を加える。]																																														
[項を加える。]																																														
[項を加える。]																																														

備考 表中の「」の記載は注記である。

- 備考
- 1 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。
 - 2 登録事業者が法人である場合には、代表者氏名も記載すること。
 - 3 登録事業者の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。
 - 4 「被保護入居者の居住の安定の確保を図る上で支障となる事情」欄には、家賃等の滞納期間及び額などの家賃等の滞納の状況、被保護入居者が家賃等を滞納するおそれがある事情などを具体的に記載すること。
 - 5 「家賃等の請求に応じない理由」又は「家賃等を滞納している理由」について、被保護入居者から理由の聴取をすることができないときは、その旨を記載すれば足りる。
 - 6 住宅扶助のための保護金品等とは、住宅扶助のための保護金品及び生活扶助のための保護金品のうち被保護者が賃借して居住する住宅に係る共益費をいう。
 - 7 家賃等とは、家賃、補修その他住宅の維持のために必要な費用又は共益費をいう。